

広島県道路交通法施行細則の改正

平成21年7月1日施行

自転車の乗車人員（第8条第1号ア抜粋）

自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

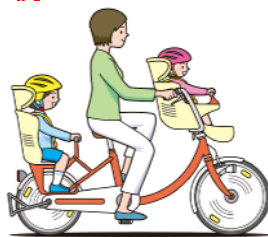
- (ア) 16歳以上の者が幼児（6歳未満のものをいう。以下この号において同じ。）1人を幼児用座席に乗車させる場合。
- (イ) 16歳以上の者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合
- (ウ) 16歳以上の者が4歳未満の者を背負い、ひも等により確実に固定している場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(以下省略)

(ア)の例



(イ)の例



(ウ)の例



(イ)は、平成21年7月1日から可能となりました。

【適合車のマーク例】

BAAマーク
(社団法人自転車協会)



幼児2人同乗基準適合車
社団法人自転車協会

SGマーク
(財団法人製品安全協会)



*SGマークの表示については、メーカーによって異なります。



この場合に、更に4歳未満の子どもを背負って乗ることはできません。

- ◎幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車には、自主的マーク制度（適合車のマーク）による認証が行われます。
- ◎これらのマークは、幼児2人を同乗させる自転車を選ぶ際の目安となるものです。